

補聴器の購入費の一部を補助します。

砥部町難聴高齢者補聴器購入費補助金

1 助成対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- (1) 町内に住所を有し在宅で生活する満65歳以上の方
- (2) 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- (3) 医師により補聴器の必要性を認める証明（医師意見書）を受けれる方
- (4) 他の法令等による補聴器購入の助成等を受けていない方
- (5) 介護保険料を滞納していない方
- (6) 過去に本事業による助成を受けていない方



2 助成内容

購入費の1/2（25,000円を上限）を助成。1人1回限り助成。

※申請前に購入されたものは助成対象外

※町から指定を受けた補聴器販売事業者から補聴器を購入すること。

3 申請手続き

- (1) 町役場窓口で書類受取（介護福祉課で書類を取得）
- (2) 耳鼻科を受診（指定医師の診察・検査を受ける）
- (3) 補聴器購入費の見積書取得（町が指定する補聴器販売事業者）
- (4) 補助申請・補助金交付の可否のお知らせ（介護福祉課へ申請書類を提出）
- (5) 補聴器の購入（補聴器販売事業者から補聴器を購入）
- (6) 補助金を請求（請求書に必要資料を添付して町へ請求）
- (7) 町から指定口座へ補助金が振り込まれる。

お問い合わせ先

砥部町介護福祉課 地域包括支援センター係

砥部町介護福祉課 高齢者福祉係

TEL:089-962-6118 FAX:089-962-6820

砥部町難聴高齢者補聴器購入費補助事業利用者の方へ

「アンケート調査」と「介護予防教室等へ参加」のお願い

砥部町難聴高齢者補聴器購入費補助金事業は、「聴こえ」の状態を改善し、人とのコミュニケーションや社会活動への参加を促進することで、高齢者の社会的孤立を防ぐと共に、介護予防や認知症予防、ひいては健康寿命の延伸を目的に実施するものです。

つきましては、本事業利用者全員に下記のとおりご協力と参加をお願いしています。



① アンケート調査



目 的

補聴器の装用による日常生活の変化など、補聴器の使用による影響を調査するものです。アンケートに記載いただいた内容は、効果検証の目的にのみ使用し、個人に関する情報が公表されることはありません。

方 法

アンケートは、申請時と補聴器購入 1 年後の 2 回行います。

1 回目 申請書類と一緒に提出してください。

2 回目 1 年後に町からアンケート用紙をお送りしますので、返送をお願いします。

② 介護予防教室等へ参加



地域包括支援センターが開催する介護予防教室（R6 年度は 10 月開催予定）のご案内をお送りしますので、積極的な参加をお願いします。

地域ではサロン、カフェなども行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 砥部町介護福祉課 地域包括支援センター係 TEL962-6118
高齢者福祉係 TEL962-7255